

2019年1月

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社

民法改正（2020年4月1日施行）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月1日に施行される民法の改正を踏まえ、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められることおよび、法定利率の変更に伴う対応について、以下にご案内します。

敬具

記

1. 約款の変更（全ての保険種目に共通）

2020年4月1日に民法が改正され、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で、以下のいずれかに該当する場合には、事業者（企業）側が既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。

①変更が顧客の一般の利益に適合する場合

②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている損害保険契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、約款の内容が変更されることがあります。

<参考> 改正民法（抜粋）

（定型約款の変更）

第548条の4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

(1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

(2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

【参考リンク】

民法の一部を改正する法律（債権法改正）について（法務省ホームページ）

URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

2.「ライブニツツ係数」の変更（自動車保険）

民法改正により、法定利率が5%（現在）から3%（改正後）へ変更になります。この法定利率の変更に伴い、法定利率をもとに算出している「ライブニツツ係数」の値が民法改正の施行と同時に法定利率3%をもとに算出した係数に変更となる予定です。

なお、変更予定のライブニツツ係数の数値については、数値が確定しましたら改めてご案内いたします。

①ライブニツツ係数とは

逸失利益等の将来にわたって発生する損害に対する保険金の支払いは、これを一括で受け取った場合に運用される将来の利息収入の額を控除し保険金を支払っています。このため、法定利率（ライブニツツ係数）が低いほど控除が小さくなるため保険金は大きく、法定利率（ライブニツツ係数）が高いほど控除額が大きくなるため保険金は小さくなります。

②対象商品

自動車保険の人身傷害保険金の支払対象となる損害のうち、次の損害について、お支払いする保険金に変更対象となります。

保険金区分	損害額計算にライブニツツ係数を使用している保険金 (民法改正により変更となる保険金)
傷害による損害	なし
後遺障害による損害	「逸失利益」、「将来の介護料」
死亡による損害	「逸失利益」

※人身傷害保険金と同様に、自賠責保険金および対人賠償保険金でお支払いする上記損害の保険金についても民法改正により変更となる場合がございます。

③適用時期

民法改正の適用は事故日が基準となるため、保険始期を問わず、事故日が2020年4月1日以降に発生した事故に法定利率3%をもとに算出したライブニツツ係数等を適用する予定です。その結果、支払われる保険金の額は増加となる予定です。

④今後の見直しについて

今回の民法の改正により、法定利率は金利の情勢等に応じて3年ごとに見直されることとなりました。2020年以後も、法定利率が変更された場合は、その都度、ライブニツツ係数等が変わり、保険金の額も変わることがあります。

以上